

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成18年9月28日京都市条例第13号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行により健康保険法等の一部が改正され、特定療養費を廃止し、保険外併用療養費を支給することとされること等に伴い、京都市老人医療費支給条例ほか3条例について、規定を整備することとしました。

この条例は、平成18年10月1日から施行することとしました。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成18年9月28日

京都市長 榑本 頼兼

### 京都市条例第13号

## 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市老人医療費支給条例の一部改正)

第1条 京都市老人医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「、同法第86条第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関」を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 受給者について老人保健法第28条第1項の規定の適用があったとした場合における同項第2号に該当する者が、保険医療機関等において医療（老人保健法施行令第16条第1項各号に掲げる療養を除く。）を受けるとき。

第4条第1項各号列記以外の部分及び第2項第2号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

(京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第2条 京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「、同法第86条第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関」を削る。

第5条第1項各号列記以外の部分中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 保険外併用療養費が支給された場合 健康保険法第86条第2項第1号の規

定による厚生労働大臣の定め例により算定した額（次に掲げる場合にあっては、当該額及びそれぞれ次に掲げる額の合計額）

ア 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する食事療養が含まれる場合 健康保険法第86条第2項第2号に掲げる額

イ 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する生活療養が含まれる場合 健康保険法第86条第2項第3号に掲げる額

（京都市母子家庭等医療費支給条例の一部改正）

第3条 京都市母子家庭等医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「、同法第86条第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関」を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 社会保険各法の規定により保険外併用療養費が支給された場合 健康保険法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額（次に掲げる場合にあっては、当該額及びそれぞれ次に掲げる額の合計額）

ア 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する食事療養が含まれる場合 健康保険法第86条第2項第2号に掲げる額

イ 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する生活療養が含まれる場合 健康保険法第86条第2項第3号に掲げる額

(3) 老人保健法の規定により保険外併用療養費が支給された場合 老人保健法第31条の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（次に掲げる場合にあっては、当該額及びそれぞれ次に掲げる額の合計額）

ア 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に老人保健法に規定する食事療養が含まれる場合 老人保健法第31条の3第2項第2号に掲げる額

イ 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に老人保健法に規定する生活療養  
が含まれる場合 老人保健法第31条の3第2項第3号に掲げる額

(京都市乳幼児医療費支給条例の一部改正)

第4条 京都市乳幼児医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「、同法第86条第1項第1号に規定する特定  
承認保険医療機関」を削る。

第5条第1項各号列記以外の部分及び第2項第2号中「特定療養費」を「保険外併  
用療養費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市老人医療費支給条例、京都市重度心身障害者医療費  
支給条例、京都市母子家庭等医療費支給条例及び京都市乳幼児医療費支給条例の規定  
は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受  
けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)